

世田谷区育児休業代替任期付職員(福祉・Ⅱ類)採用選考案内

令和7年7月世 田 谷 区

「育児休業代替任期付職員」とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の 規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限 度に、あらかじめ任期を定めて採用される常勤職員のことです。

なお、勤務条件(勤務時間、休暇、服務等)については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様の扱いとなります。

1 採用予定時期

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで(随時)

※合格者は採用候補者となり、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。 取得状況によっては、採用されない場合があります。

2 職種及び採用予定数等

職種	採用区分	採用予定数	主な勤務場所及び、勤務内容
福祉	Ⅱ類	15名程度	 ・保育園での乳幼児に対する保育等 ・児童館等の児童福祉施設での児童の健全育成(遊びの指導等)、子育て支援等 ・児童相談所一時保護所での子どもの生活全般の支援、行動観察等 ・区役所各課における福祉に関する指導・相談業務等 ※勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

3 受験資格

- 国籍を問わず、平成17年11月1日までに生まれた方 なお、日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者 等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づ き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが 条件となります。
- 児童指導員の資格を有する方又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている 方(採用日前日までに資格を取得し、上記の登録を受ける見込みの方を含む。)
- 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方(3ページ参照)及び現在世田谷区の 常勤職員(教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く。)である方は受験できません。

4 任用期間

概ね6か月以上3年未満

• 代替する職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定します。

5 選考内容

(1)第1次選考

	作文(800字程度)
選考方法	※課題は、8月下旬に応募者あて求人サイト上で別途お知らせします。なお、
	提出いただいた作文は二次選考の参考にさせていただきます。
	令和7年9月上旬(予定)
結果発表	※合否に関わらず、求人サイトを通じて第1次選考受験者全員にお知らせし
	ます。

(2) 第2次選考

選考日	令和7年9月13日(土)・14日(日) いずれか1日
マン	世田谷区役所
選考会場	※第1次選考合格者に対して詳細をお知らせします。
選考方法	個別面接
△₩ ₩≠	令和7年10月上旬(予定)
合格発表	※合否に関わらず、第2次選考受験者全員にお知らせします。

6 申込方法

原則、インターネットから申し込んでください。

求人サイト(https://public-connect.jp/job/7616)から手続きしてください。

申込期間

令和7年7月22日(火曜日)~令和7年8月18日(月曜日)(午後5時まで受信有効)

7 勤務条件等

(1)給与等(令和7年4月1日現在)

採用区分	初任給月額	各種手当
福祉	約 237,600 円	扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当 ・勤勉手当等

- ① 採用前の職務経験等があれば、一定の基準により加算されます。
- ② 要件を満たした場合は、昇給があります。
- ③ 上記初任給月額には、地域手当(給料月額の20%)が含まれています。
- ④ 上記の初任給月額及び各種手当について、採用されるまでに条例等の改正が行われた場合には、その定める額によります。

(2) 勤務時間等

勤務日	原則として月曜日から土曜日まで(4週8休制)
勤務時間	1日7時間45 分、1週間当たり 38 時間 45 分
週休日及び休日 原則として日曜日、国民の祝日及び年末年始	

(3) 年次有給休暇等

年次有給休暇は1年度につき20日付与されます。採用日によって付与日数が異なります。 その他慶弔休暇、夏季休暇等があります。ただし、育児休業及び育児短時間勤務制度を取得することはできません。

(4) 服務

任用期間中は、営利企業への従事制限など地方公務員法の服務に関する規程が適用されますので、現在民間企業等に勤務している場合は、一度退職する必要があります。

任期満了後に再び同じ民間企業等に就職することについての制限はありませんが、任期付職員として世田谷区で勤務した内容に関して、守秘義務が課されます。また、退職後に世田谷区に便宜を要求するなどの働きかけを行うことは禁止されています。

8 参 考

【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま での者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神 耗弱を原因とするもの以外)。

【個人情報の取扱いについて】

個人情報については、世田谷区個人情報保護条例に基づき適切に管理しています。提出された書類やそれに基づき作成した資料等は厳重に管理するとともに、採用選考以外の目的では使用しません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄します。

【問い合わせ先】

所在地: **〒**154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

交通: 東急世田谷線 松陰神社前駅•世田谷駅(徒歩5分)

ホームページ: https://www.city.setagaya.lg.jp

世田谷区総務部人事課人事係(区役所東棟5階)

電 話:03(5432)2101(直通)

FAX: 03 (5432) 3009